

第3章

ASEAN 諸国

[1] アジア諸国全般

知的財産	59
模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題	59

[2] ASEAN 各国

1. タイ	60
関税	60
関税構造	60
基準・認証制度	61
鉄鋼製品の強制規格	61
サービス貿易	61
外資規制等	61
2. ベトナム	63
セーフガード	63
鉄鋼半製品、棒鋼等に対するセーフガード措置	63
基準・認証制度	63
(1) サイバーセキュリティ法案	63
(2) 輸入自動車認証制度	64
サービス貿易	65
サイバーセキュリティ法案	65
3. インドネシア	65
内国民待遇	65
小売業に関するローカルコンテンツ要求	65
数量制限	66
(1) 輸入制限措置（米、塩、中古資本財）	66
(2) 輸入制限措置（鉄鋼製品に輸入者登録の義務づけ）	67
(3) 丸太・製材等の輸出規制等	67
(4) 鉱物資源輸出規制及びローカルコンテンツ問題	67
関税	69
関税構造	69
アンチ・ダンピング	70
日本製冷延鋼板に対する AD 措置	70
貿易関連投資措置	70
LTE 機器等に対するローカルコンテンツ要求	70
基準・認証制度	71

(1) 鉄鋼製品の強制規格	71
(2) 玩具規制	71
サービス貿易	72
外資規制等	72
知的財産	73
(1) 水際での損害差止め措置	73
(2) 日インドネシア EPA の履行問題	74
(3) インドネシア改正特許法	74
4. マレーシア	75
内国民待遇	75
(1) 自動車に関する内国税の適用に関する問題及び AP 制度に基づく輸入制限問題	75
(2) 国産自動車部品の物品税免除制度	75
数量制限	75
(1) 丸太の輸出規制等	75
(2) 鋼板の輸入免除枠制度	75
関税	75
関税構造	75
基準・認証制度	76
鉄鋼製品の強制規格	76
サービス貿易	76
外資規制等	76
知的財産	79
著作権侵害 DVD の流通問題	79
5. フィリピン	80
数量制限	80
未加工鉍石に対する輸出制限	80
関税	80
関税構造	80
サービス貿易	80
外資規制等	80
6. ミャンマー	82
サービス貿易	82
外資規制等	82

[1] アジア諸国全般

知的財産

アジア諸国の知的財産の保護に関しては、WTO 設立以来、1999 年末までの経過期間¹⁾を援用しない前倒しの実施への努力がなされ、TRIPS 協定の履行を目的とする知的財産保護法令の整備が行われてきたことは歓迎すべきである。その結果、各国とも法制度自体は整備されつつある。また、TRIPS 理事会による開発途上国に対する法令レビューは一通り終了しており、今後は、後掲の各国における法制度等に関する具体的な懸念のみならず、以下のような運用実態も含めた履行状況についても注視していく必要がある。

＜図表 I - 3 - 1＞ASEAN 諸国における知的財産の保護に関する制度上・運用上の主な問題

インドネシア	税関における知的財産権侵害品の差止め不実施
マレーシア	訴訟期間の長期化
フィリピン	訴訟期間の長期化
タイ	産業財産権登録のための審査期間の長期化
ベトナム	刑事罰の適用困難性や、行政罰の科料額の低廉さに起因する再犯抑止力の欠如

模倣品・海賊版の不正商品に関する問題

①権利行使の実効性の問題

2017 年版不正貿易報告書 93-94 頁参照。

②不正商品問題への対応

アジア諸国における不正商品問題については、国内の権利行使手続を的確に TRIPS 協定に適合するよう求めていくことが急務であるが、法制度の整備だけでこと足りるわけではない。

まず、知的財産保護制度を運用する人材の確保が重要であり、官民を問わず、知的財産問題に関する知見を有する専門家の養成に力を注がなければならない。また、権利付与・登録機関や執行機関の事務が適切かつ効率的に機能するために、情報システムの整備等も必要である。このため、我が国をはじめとする先進国は、制度整備への協力、研修制度の充実等の技術援助活動を積極的に推進していくべきである。特に、ASEAN 諸国は、不正商品の流通国となっている事例も多いことから、国境措置の実効性を向上させるため、税関職員の人材育成に対する支援の強化等についても留意すべきである。

更に、権利者自らが現地の法制度の枠組みにおいて権利行使を実施することが基本ではあるものの、同時に、個別の権利者だけではその効果に限界があることから、産業界・権利者と政府とが連携し、執行機関による一層の取締り強化を当該国政府に求めつつ、当該国政府も自国の国民に、知的財産の重要性について理解を深めさせ、その保護の意義について認識を向上させるための教育・広報活動等の啓発活動を実施することが必要である。

このような中、ASEAN 諸国に対し、2012 年 2 月に ASEAN 諸国の知的財産庁とのハイレベルな対話の機会として日 ASEAN 特許庁長官会合を創設した。以降、同会合を毎年開催し、アクションプランを策定して日 ASEAN 協力を進めている。2017 年 5 月には、第 7 回日 ASEAN 特許庁長官会合を金沢で開催した。日本国特許庁は、ASEAN10 カ国全ての知的財産庁との間で協力覚書に署名しており、同覚書に基づき、毎年各国毎に実行計画を策定して個別協力を進めている。これらの枠組みを利用し、ASEAN 諸国と協働して知的財産保護制度を運用する人材の育成や知的財産の普及啓発のための取組を進めている。また、2017 年 11 月には、安倍総理が出席した日 ASEAN 首脳会議において、これまでの日 ASEAN 特許庁長官会合を通じた知財協力の成果を賞賛する議長声明が採択されたところである。

このように、我が国は、これまでもアジア諸国に対する支援活動を積極的に行ってきたところであり、今後も一層推進していくことが肝要であると考えられる。

加えて、不正商品の製造及び流通が複数国間にまたがっているとの実態を踏まえ、関係国間において知的

¹⁾ 第 II 部第 13 章知的財産 1. (2) 法的規律の概要参照。

財産権侵害に関する情報の交流を促進することも検討すべきである。我が国の具体的取組としては、2007 年 6 月の APEC 知的財産権専門家会合（IPEG: Intellectual Property Rights Experts Group）において、日本が提唱した税関専門家と知財専門家による合同セッションの発足が合意されたことを受け、2008 年 2 月にはペルーにおいて ASEAN 諸国を含む参加を得て、税関専門家会合と知財専門家会合の合同セッションが開催されたほか、ASEAN の各地において、現地の執行機関職員を対象に模倣品の判別ポイントや取締り等に関するノウハウを提供する真贋判定セミナーや現地の執行機関職員との協力関係構築を目的とした日本への招聘事業を行っており、模倣品・海賊版を防止する措置の強化や知的財産分野での協力の推進等を通じて、知的財産保護の強化に関する国際的な取組を先導する姿勢を示している。また、我が国が締結したブルネイ、タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、ベトナムとの EPA には、適切な知的財産保護や権利行使に関する要素が盛り込まれ、TRIPS 協定の規定を上回る保護が図られている。

〔2〕ASEAN 諸国

1. タイ

関 税

関税構造

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

タイは、製造業の競争力強化等を目指した関税構造調整の一環で、実行税率の削減を実施している。2003 年 9 月にタイ政府はゴム製品、繊維製品、鉄鋼製品、一般機械、電気機械など 1,391 品目の関税引き下げを

閣議決定し、原則、完成品は 10%、半完成品は 5%、原材料は 1%に引き下げられた。また、自動車の CKD（組み立て）部品も 33%から 30%に引き下げられることになった。

しかし、2015 年の平均実行税率は 7.7%と依然として高く、特に衣料品（平均 29.6%）、輸送機械（平均 19.9%）で高水準となっている。個別品目としては、自動車（最高 80%）、洗濯機・冷蔵庫（最高 30%）等がある。一方、非農産品の単純平均譲許税率は 25.6%であった。譲許率については輸送機械の 25.2%をはじめとして相対的に低く、非農産品全体で 71.4%にとどまっている。非譲許品目としては、自動車部品（実行税率最高 30%）、自転車（実行税率 30%）等がある。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるとする観点からは、上記のようなタリフピーク（第Ⅱ部第 5 章 1. (1)③参照）を解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いことや実行税率が譲許税率を下回って乖離していることは、WTO 協定上問題はないが、当局による恣意的な実行税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目が譲許されること、また、譲許税率が引き下げられることが望ましい。

<最近の動き>

IT 製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012 年 5 月から ITA 拡大交渉が開始され、2015 年 12 月に妥結した。対象品目 201 品目の関税撤廃は 2016 年 7 月から順次開始され、2019 年 7 月には約 90%の関税が撤廃される予定。また、2024 年 1 月には、全 201 品目の関税が 54 メンバーについて完全に撤廃されることになる（詳細は、第Ⅱ部第 5 章 2. (2) ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。タイについては、2016 年 7 月から対象品目の関税撤廃を開始した。例えば、タイが関税撤廃する品目のうち関税が高い品目としては、スタティックコンバーター（35%）、電気制御盤等の部分品（35%）、インクカートリッジ（30%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目について、段階的に関税が撤廃され、2023 年に完全に撤廃されることになる。

また、2015 年 1 月 5 日付財務省通達 No. 0518/Wor982 にて、MFN 税率（タイの関税率表では General Rate

(Section 12)) の大幅な変更が行われた。これは WTO ウルグアイ・ラウンドでの約束 (2012 年 1 月 10 日付) を実行に移したものの。同通達は 2015 年 1 月 1 日に遡って適用された。

これまでタイ政府は事前教示制度について関税分類のみ実施してきたが、2015 年 3 月 3 日付 (Notification 38/2558) で関税評価に、また同年 3 月 11 日付 (Notification 40/2558) で原産地判定に、それぞれ拡大した。申請日から 30 業務日以内に回答することが約束されている。判定書の有効期限は 2 年。

2015 年 1 月 1 日よりタイは後発開発途上国 (LDC) に対し、LDC 産の 6,998 品目を対象に関税免税・クォータ枠撤廃など市場アクセスを向上させた。

なお、2007 年 11 月に日タイ EPA が発効したことから、我が国から輸出する自動車部品 (生産用部品) や鉄鋼製品等の関税が撤廃され、市場アクセスの改善が図られた。

基準・認証制度

鉄鋼製品の強制規格

<措置の概要>

1993 年に導入された鉄鋼製品への強制規格に関し、タイ工業標準機関 (TISI) は 2016 年 8 月、タイ工業規格 (TIS) 認証及び認証維持審査 (輸入許可証取得) に係る規則を変更した。また、2017 年 3 月には、形鋼の強制規格を改定したほか、電気亜鉛メッキ鋼板 (EG) について強制規格を導入している。また、熱延鋼板及び冷延鋼板についても強制規格を改定する予定である上、様々な鋼材への強制規格の改訂・新規導入を検討している。<国際ルール上の問題>

TBT 協定第 2.2 条において、「強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生じる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない」としている。タイ工業標準機関 (TISI) は、本強制規格制度の目的は、鋼材の品質向上を通じた消費者安全や健康確保であると主張しているが、これらの政策目的は、鉄鋼製品のような中間財への規制では達成することができず、むしろ最終製品の安全規制により達成されるべきもので

あると考えられる。したがって、本制度は、その政策目的に照らして過剰な規制である疑義があり、TBT 協定第 2.2 条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

本制度については、TBT 委員会や、日タイ鉄鋼対話等の二国間協議において、中間財である鉄鋼製品に対し強制規格を導入することは、最終消費者保護の観点からは不要である旨、同様に、電気亜鉛メッキ鋼板 (EG) 及び溶融亜鉛メッキ (GI、GA) の強制規格化は中止すべきであり、やむを得ず強制規格化する場合であっても、工場監査の頻度を減らすべきである旨を指摘している。しかし、タイ政府は、2017 年 3 月に形鋼の強制規格 (TIS1227-2558) を改正し、電気亜鉛めっき鋼板類に対する強制規格 (TIS2223-2558) を導入した。その後も 6 月に鉄筋用棒鋼の強制規格 (TIS20-2559) を改正し、熱延鋼板類の強制規格 (TIS1479-2558) の改正も予定している。引き続き、本制度の運用を注視するとともに、過剰な規制とならぬよう両国間で協議を行っていく必要がある。

サービス貿易

外資規制等

<措置の概要>

タイでは、外国人事業法 (1999 年改正、2000 年 3 月施行) に基づき、規制業種を 3 種類 43 業種に分け、それらの業種への外国企業 (資本の 50%以上が外国人所有の法人) の参入を規制している。エンジニアリング業、各種小売業等ほとんどすべてのサービス業が含まれており、参入可能な業種は一定規模以上の貿易仲介や卸売・小売、建設業などに限られており、外国企業がタイでサービス業を行うことは非常に難しい状況にある。

タイにおける主な外資制限は<図表 I-3-2>のとおりである。

(米タイ友好経済関係条約におけるタイの外国人事業法の最恵国待遇免除)

米タイ両国は、1966 年、友好経済関係条約を締結 (ほ

ば全てのサービス業が対象だが、通信、輸送、資産運用、銀行、土地・天然資源開発、国内農産物の国内輸送等の分野は除外。）。同条約では、米国企業は上記の外国人事業法の適用が免除され、商業登録の際にタイ企業と同基準の審査を受けるだけで良いとされており、米国以外の外国企業が外国人事業法に基づく審査を受ける必要があることと比較して優遇されている。タイは当該措置について GATS の約束表で MFN 義務免除措置として 10 年間の免除登録をしているが、MFN 義務の免除期間が終了しているにもかかわらず、引き続き優遇措置を受けている米国企業が見受けられる。

＜国際ルール上の問題点＞

米タイ友好経済関係条約におけるタイの外国人事業法の MFN 免除に関しては、MFN 義務は、多角的に貿易自由化を進める上で最も重要な原則の一つであり、義務免除措置はその原則からの例外的な逸脱であって、GATS 第 2 条（MFN）の免除に関する付属書 6 でも、免除期間は原則 10 年を超えてはならないとされているところ、本免除は早期に撤廃されるべきである。また、同付属書 5 によれば、MFN 免除は当該免除に定める日に終了すると規定されているところ、本免除措置はタイの約束表上、継続期間は 10 年と明記されており（始期を 1995 年 1 月 1 日とすれば終期は 2004 年 12 月 31 日）、当該期間の経過により免除期間は終了していると解するべきである。よって本件措置は免除期間を過ぎており、米国企業が優遇措置を受ける場合は、GATS2 条 1 項違反の可能性が高いと考えられる。

今後、機会を捉えて、タイ政府が GATS 整合的な対応をとるよう、働きかけていく。

＜最近の動き＞

2007 年 4 月に署名、11 月に発効した日タイ EPA により、卸売・小売サービス、保守メンテナンスサービス、ロジスティックス・コンサルティング、広告サービス、ホテル・ロジシング・サービス、レストランサービス、海運代理店サービス、カーゴハンドリングサービスに関し、タイは外資比率等を含めて約束を改善した。近年、飲食分野を中心に観光・小売の分野などでも我が国のサービス産業の進出も活発化してきており、我が国は、二国間政策対話や EPA 交渉のフォローアップ会合等により、外資制限の緩和を働きかけているところである。

なお、外資系企業によるタイ人所有の会社を挟むことによる間接的な出資を契機に、2006 年から 2007 年にかけては、外資系企業に対する出資上規制の厳格運用と外資の参入規制する業種を見直すといった外国人事業法改正の問題が取り沙汰されていたが、その後同改正案は立法議会での採決で反対多数となり、取り下げられた。2016 年 7 月の閣議決定において、商業銀行業務に関連する事業、アセットマネジメント業、駐在員事務所の設立等が外国人事業法から除外することが承認され、2017 年 6 月に施行された「外国人が許可取得を不要とするサービス業の指定」により、外国法人の駐在員事務所が外国人事業法から除外された。我が国は、外資制限強化に関する法律改正の動向を注視し、在タイ日本大使館から懸念をタイ政府に伝達してきたが、今後とも、法改正の動向及び進出日系企業への影響について、注視が必要である。

＜図表 I-3-2＞タイにおける主な外資制限

分野	規制の概要
銀行	銀行分野については、原則として、外資出資比率及び外国人役員比率が 25%以下に制限されている。2009 年 11 月に、2010 年～14 年の 5 カ年計画（金融セクターマスタープラン II）が経済閣僚会議で承認され、2013 年には、一定の期間において外国銀行の参入を開放することとした。これまで、同計画に基づき、外国銀行 2 行に、現地法人設立のライセンスが付与され、支店形態から子会社形態に移行した場合には、一定条件の下最大 20 支店を開設すること等を許可している。
保険	2008 年 2 月、保険分野については、外資出資比率及び外国人役員比率が 25%以下に制限する一方で、保険当局が許可した場合には 49%までの外資保有が認められ、されに財務省の承認があれば 49%以上を保有することも可能とする例外規定を定める規則が設けられている。
電気	2001 年には通信会社の外資出資比率の上限を 49%から 25%に制限する「電気通信事業法」が

分野	規制の概要
通信	施行されたが、サービス協定上の約束である 2006 年の通信分野の自由化をうけて、2006 年 1 月に法改正が行われ、外資比率上限が 50%未満に緩和された。規制緩和実施の翌営業日に、シン・コーポレーションの株がシンガポールに売却されるなど、外資参入が行われたものの、本件売却によって議決権比率を通じた実質的な支配権が外資事業者に移ったため、タイ政府は外資規制を迂回したものとして問題視しており、2006 年の外国人事業法改正作業（後述）の端緒ともなった。 2011 年、通信事業と放送事業を一元的に監督する国家放送通信委員会 (NBTC) が発足した。2012 年、NBTC は、「外国人による事業支配」に該当する具体的事例を定める告示を施行した。同告示は、電気通信事業者に外国人による事業支配の状況を定期報告させることを義務付けている。
流通	外資参入が可能となるのは、小売業については最低資本金が 1 億バーツ以上で一店舗あたり最低資本金が 2,000 万バーツ以上となる場合、卸売業は最低資本金 1 億バーツ以上の場合。この条件を満たさない場合には、他業種と同様、外資の上限は 50%未満。なお、これとは別に規制業種として「飲食物販売業」が存在するため、スーパーマーケットのように食品を扱う小売への参入は、外資 50%未満の制限がかかることになる。

2. ベトナム

セーフガード

鉄鋼半製品、棒鋼等に対するセーフガード措置

2017 年版不公正貿易報告書 117 頁参照。

基準・認証制度

(1) サイバーセキュリティ法案

*本法案の「サービス貿易」に係る問題については、75 頁参照。

<措置の概要>

2017 年 6 月、ベトナム政府は「サイバーセキュリティ法」の草案を公表し、パブリックコメントの募集を

実施した。本法案には、ベトナム国内の外国企業に対し、営業ライセンス取得や、代表事務所及びサーバーの国内設置を義務付ける規定、個人情報及び重要データの国内保存、データの国外移転時の安全評価を義務付ける規定、サイバーセキュリティ関連の製品やサービスについて、「国家規格」や「国家技術規格」に適合することを義務付ける規定等が含まれており、情報の自由な流通や、外国企業のベトナム市場への参入が阻害される可能性がある。

<国際ルール上の問題点>

法案に規定される「国家規格」や「国家技術規格」への適合義務について、当該規格や審査基準の具体的な内容は不明であるが、仮にその内容が客観性、透明性を欠き、企業にとって必要以上に大きな負担となる場合には、TBT 協定第 2.2 条や GATS 第 6 条 5 に違反する可能性がある。

また、サーバーの国内設置義務等について、越が GATS で自由化又は一部自由化を約束している、コンピューター関連サービス、電気通信サービス等の分野において、外国事業者が、ベトナムの事業者よりも実質的に不利に扱われる場合、GATS 第 17 条の内国民待遇義務に違反する可能性がある。

<最近の動き>

2017 年 8 月、日本政府からの意見書をベトナム公安

省に提出するとともに、在越大使館が、商工省や情報通信省と面談し、本法案に対する懸念を伝達した。また、10月のWTOサービス貿易理事会では、本法案に対し、米国とともに懸念表明を行った。更に、11月のTBT委員会においても、米国、NZとともに懸念表明を行っている。本法案は、2018年6月に採択が予定されているため、引き続きベトナム国内における法案及び関連規則の策定状況を注視するとともに、二国間協議及びWTO等の国際会議において、ベトナム政府に対する改善の働きかけを行う。

（２）輸入自動車認証制度

＜措置の概要＞

ベトナム政府は、2017年10月17日、自動車の生産、組み立て、輸入及び保証・保守サービス事業に関する条件を定める政令116号(116/2017/ND-CP)を公布し、2018年1月1日に施行した。また、同年1月24日に政令116号の実施規則である通達3号(03/2018/TT-BGTVT)を公布し、3月1日に施行した。これらにより、ベトナムに輸入される自動車に対して、厳しい条件が課されることとなった。具体的には、自動車を輸入する際、「外国当局が発行する型式認可証を提出すること」や、「輸入ロット（1船）ごとに、ベトナム当局による車種別の排ガス検査・安全品質検査を受けること」が義務付けられている。

前者については、通常、型式認可証は、各国国内で使用される車両に対して、各国の安全基準や環境基準に基づき発行されるものであり、輸出車両向けに型式認可証を発行する仕組みは世界的にも例がない。そのため、「外国当局が発行する型式認可証」は、実質的に取得が困難であるという懸念がある。また、後者については、規定通りの検査を行った場合、1回の輸入につき検査に時間がかかることが予想され、国内販売までの期間が長期化することが懸念されている。

＜国際ルール上の問題点＞

① 外国当局が発行する型式認可証の取得
ベトナム国内で使用される車両は、国産、輸入に関わらず、すべての車両について、「ベトナム当局が発行する型式認可証」を取得する必要がある。しかし、政令116号により、輸入車に対してのみ、追加で「外国当局が発行する型式認可証」を取得することが義務付けられた。更に、通常、外国当局が輸出車両向けに型

式認可証を発行する仕組みは、世界的にもほとんど見当たらない。したがって、輸入車は、二重に型式認可証を取得しなければならず、また、実質的に取得が困難な型式認可証を求められていることから、国産車と比較して不利な状況となり、TBT協定2.1条に違反する可能性がある。また、ベトナム政府は、本制度の目的を消費者保護及び環境保護であると説明しているが、これらの目的は、ベトナム国内の安全基準や環境基準に適合することにより達成可能であると考えられるところ、輸入車に対してのみ、追加で外国当局の型式認可証の取得を求めることが、正当な目的達成のために必要な範囲と言えるか疑義があり、TBT協定2.2条に違反する可能性がある。

② 輸入ロット（1船）ごとの検査

ベトナム国内で使用される車両は、国内の排ガス基準や安全基準に適合する必要がある。これらの適合性については、従来、国産車、輸入車ともに、新車種のメーカーの品質保証の資料を提出することにより確認されていた。しかし、政令116号により、輸入車は、輸入ロット（1船）ごとに、ベトナム当局による車種別の排ガス検査及び安全性検査を受けることが義務付けられた。一方で、国産車については、具体的な検査時期は不明であるものの、一度受けた検査結果は、36カ月間有効とされている。このことから、輸入車のみ検査頻度が大幅に多くなっており、国産車と比較して不利な状況となる場合、TBT協定5.1.1条に違反する可能性がある。

＜最近の動き＞

2017年10月に政令116号が署名されて以降、ベトナム日本政府大使館からの口上書の発出、WTOのTBT委員会及び物品理事会での日本政府からの懸念表明、経産大臣からベトナム商工大臣への懸念伝達などの対応を行ってきた。また、産業界からも、現地の商工会等を通じてベトナム政府担当者への働きかけを行っているところである。2018年1月下旬、ベトナム政府は、政令116号の実施規則である通達3号を公表したが、取得すべき型式認可証の詳細については未だ不明確な部分が多く、企業は対応に苦慮している。2018年1月以降、日本からのベトナム向け自動車の輸出が停止するなどの影響が出ており、今後も企業のビジネスに大きな損害を与えるおそれがある。引き続き、ハイレベルでの働きかけや二国間・多国間協議の場において、ベトナム政府に対し、本規制の撤廃・改善を求めている。

く。

サービス貿易

サイバーセキュリティ法案

*本法案の「基準・認証制度」に係る問題については、73 頁参照。

<措置の概要>

2017 年 6 月、ベトナム政府は「サイバーセキュリティ法」の草案を公表し、パブリックコメントの募集を実施した。本法案には、ベトナム国内の外国企業に対し、営業ライセンス取得や、代表事務所及びサーバーの国内設置を義務付ける規定、個人情報及び重要データの国内保存、データの国外移転時の安全評価を義務付ける規定等が含まれており、情報の自由な流通や、外国企業のベトナム市場への参入が阻害される可能性がある。

<国際ルール上の問題点>

法案には、外国企業が電気通信又はインターネットサービスを提供する際に、代表事務所及びサーバーを越国内に設置し、越ユーザー情報の国内管理を義務付けている他、個人情報及び重要データの国内保存及び国外移転時の安全評価を義務付ける規定が含まれている。

一般的に、外国企業は、越国外でデータを集約し管理していると推察され、これらの義務により、越国内への代表事務所及び別サーバーの設置、データ移転に伴う安全評価のために追加的な負担が発生するケースが想定される。ベトナムは、GATS に基づき、コンピューター関連サービス、電気通信サービスをはじめ、多くのサービス分野において、自由化又は一部自由化を約束している。

これらの分野において、外国事業者がベトナムの事業者よりも実質的に不利に扱われる場合は、GATS 第 17 条の内国民待遇義務に違反する可能性がある。

<最近の動き>

我が国は、2017 年 10 月のサービス貿易理事会にお

いて、米国と共同で本件を議題登録し、上記の問題点について懸念を表明。今後も本法案の策定動向につき引き続き注視するとともに、関係国と連携しつつ、外国企業が不利に扱われることのないよう求めていく。

3. インドネシア

内国民待遇

小売業に関するローカルコンテンツ要求

<措置の概要>

2012 年 8 月、インドネシア商業省は、フランチャイズ活動に関して、フランチャイザーと中小事業者との事業パートナーシップの強化や国産品の利用促進を目的として、「フランチャイズの実施に関する商業大臣令 2012 年 53 号」を公布した。この規定の中で、「フランチャイザーとフランチャイジーは、原材料、事業設備の利用および品物の販売において、80%以上の国産の物品あるいは役務を用いる義務を負う」（同規定第 19 条）との措置が盛り込まれた。当該措置に違反したフランチャイザーとフランチャイジーには、書面による警告、フランチャイズ登録証の停止や取り消し、といった行政罰が適用される（同規定第 33 条）。

さらに、2013 年 12 月、インドネシア商業省は、伝統市場、ショッピングセンター、モダンストア（ミニマーケット、スーパーマーケット、デパートメントストア、ハイパーマーケット、卸売の形態で物品を販売するストア）の整備と育成の最適化などを目的として、「伝統市場、ショッピングセンター、モダンストアの整備と育成指針に関する商業大臣令 2013 年 70 号」を公布した（2014 年 6 月施行）。この規定の中で、「ショッピングセンターとモダンストアは取り扱う物品の数量と種類の 80%以上は国産品を提供する義務を負う」（同規定第 22 条）との措置が盛り込まれた。なお、本規定は「商業大臣令 2014 年 56 号」により一部改正され、生産の統一性を必要としグローバルサプライチェーンに由来する商品等を扱うスタンド・アローン・

ブランド形態のモダンストア等に対しては、上記義務の適用が除外される旨が明記された。当該措置に違反したショッピングセンターとモダンストアには、書面による警告、事業許可の凍結や取り消し、といった行政罰が適用される（同規定第 38 条）。

<国際ルール上の問題点>

これらの措置は、いわゆるローカルコンテンツ要求であり、国産品との関係で輸入品を不利に扱うものであり、GATT 第 3 条（内国の課税および規則に関する内国民待遇）第 4 項「いずれかの締結国の領域の産品で他の締結国の領域に輸入されるものは、その国内における販売、販売のための提供、購入、輸送、分配または使用に関する全ての法令および要件に関し、国内原産の同種の産品に許与される待遇より不利でない待遇を許与される」に抵触する可能性がある。

<最近の動き>

2013 年 11 月、経済産業省とインドネシア商業省は、各々の流通業を所管する局長を共同議長とする「第 1 回日尼流通政策対話」を開催した。この対話の中で、経済産業省はインドネシア商業省に対して、フランチャイズ事業者に対する輸入品に関する措置の撤廃を要請した。これに対して、インドネシア側からは、措置の撤廃に向けた意向は示されなかった。また、2014 年 6 月、「第 2 回日尼流通政策対話」を開催し、経済産業省は「商業大臣令 2013 年 70 号」により本措置が強化されていることを指摘しつつ、本措置の速やかな撤廃を要請した。これに対して、商業省は、指摘事項を政府内に持ち帰り検討する旨を述べ、実務者レベルの対話を開催することが提案された。その後、11 月に再び対話を開催し、商業省は、「商業大臣令 2014 年 56 号」により、先述の例外措置が設けられたとの見解を示した。こうした対話に加えて、2014 年 6 月以降の WTO・TRIMs 委員会及び物品理事会の場においても、日本は米国や EU とともに本措置への問題提起を行っている。引き続き、二国間対話やマルチの場などを活用し、上記措置の速やかな撤廃を要請していく。

数量制限

（１）輸入制限措置（米、塩、中古資本財）

<措置の概要>

インドネシアでは、米、塩などについて、国内産業保護を理由に輸入制限措置を講じている。例えば、米の輸入は、商業大臣令 2014 年 19 号により、輸入目的に応じて食糧公社、米製造輸入業者又は米登録輸入業者に対して認められている。塩の輸入については、商業大臣令 2012 年 58 号により、消費用の塩については塩製造輸入業者に対して、産業用の塩については塩製造輸入業者及び塩指名輸入業者に対して認められている。

中古資本財の輸入は、国内製造業保護のため、2003 年に規制が開始され、その後、1～3 年ごとに継続が決定されている。

<国際ルール上の問題点>

米、塩、中古資本財等の輸入制限は、一部業者を除いて特定の品目の輸入を禁じている点や輸出・投資の拡大を条件付ける点において、輸出入に対する禁止又は制限に該当するため、GATT 第 11 条（数量制限の一般的廃止）に抵触する可能性がある。

<最近の動き>

中古自動車については、従来は特定の車種については輸入が認められていたが、2007 年 3 月より、すべての中古車について輸入が禁止された。

また、中古資本財については、2015 年 12 月、商業大臣令 127 号により、3 種類の事業者（当該財を直接利用する事業者、修理事業者、再組立事業者）のみ輸入が認められており、各類型に応じて輸入できる中古資本財の種類が異なっている（同大臣令は 2018 年 12 月末まで有効）。

さらに、塩については、2015 年 12 月末、商業大臣令 125 号により、企業が工業塩を輸入する場合は、年間輸入見込量を工業省に申請し、海洋担当調整大臣主催の会議での承認に基づき、各企業は輸入申請を商業省に行い、実際に塩を輸入する手続が公布された（2016 年 4 月 1 日施行）。

本件については、今後とも WTO 協定に照らし是正を求めていく必要がある。

（２）輸入制限措置（鉄鋼製品に輸入者登録の義務づけ）

＜措置の概要＞

鉄鋼製品について、商業大臣令（2010 年 54 号、2015 年 113 号）により、非合金鋼について、輸入業者を登録制とし、輸出地における船積み前検査が義務化されることとなった。さらに、合金鋼においても、商業大臣令（2014 年 28 号）により船積み前検査及び数量枠管理が実施されることとなった。上記の 2 規制が 2016 年 12 月末に期限を迎えることに伴い、規制内容の見直しを実施した上で、2016 年 12 月、インドネシア政府は規制内容は従来のものを引き継ぎつつ、対象範囲を鉄鋼二次製品にまで拡大する新たな規制を導入した。

＜国際ルール上の問題点＞

インドネシア商業大臣令による輸入業者の登録義務づけ等により、輸入許可手続きの大幅な遅延等が生じる場合や、自動輸入許可制度をとりながら輸入数量枠の設定を行っている場合等は、輸入ライセンス協定に抵触する可能性がある。また、輸入態様が被登録業者による輸入に制限されることから、GATT 第 11 条の数量制限の一般的廃止に抵触する可能性がある。

＜最近の動き＞

新規制の導入により、日本からインドネシアへの鉄鋼製品に対する輸入許可手続きが遅れている状況であり、現地大使館等を通じて、インドネシア政府に対して、円滑な輸入実現の申し入れを行っている。

（３）丸太・製材等の輸出規制等

＜措置の概要＞

1998 年 4 月、IMF 合意に基づきインドネシア政府は、それまで丸太と製材の輸出品に賦課してきた高額輸出税を、従量税方式（材積あたり）から従価税方式（価格あたり）に改め、輸出税率を 1998 年 4 月に 30%、1999 年 3 月に 20%、同年 12 月に 15%にまで引き下げた。他方、これに合わせ、丸太・製材等の輸出総量を設定すること等を規定した輸出規制等を公布した。

2001 年 10 月、インドネシア政府は、違法伐採対策

を理由に丸太の輸出を禁止した。さらに、2004 年 9 月に、枕木やラフ製材品の輸出を禁止し、2006 年 3 月には、木口断面積 4,000 平方ミリメートル以上の S4S 材（4 面かんながけの材）等についても輸出禁止とした。その後、輸出が認められる木材製品の基準等について、数回に渡って細かい変更がなされている。

＜国際ルール上の問題点＞

丸太・製材等の輸出の禁止や総量設定については、産品輸出の制限として GATT 第 11 条に違反する可能性がある。特に違法伐採対策を理由にした丸太の輸出禁止については、インドネシア国内で天然林や泥炭地の一部を除き、森林の伐採に関する制限が行われていないとともに、丸太の消費・流通に対する制限も行われていないため、インドネシアが拠り所とする GATT 第 20 条(g)項に基づく例外と認めることは困難である。

＜最近の動き＞

丸太の消費が国内に限られた結果、丸太の国内価格が国際価格に比して低位な水準となっており、こうした状況を受けて丸太の輸出再開についての議論が起きつつある。当該措置についてマルチ、バイなどの場を通じて、今後は是正をはたらきかけていく。

（４）鉱物資源輸出規制及びローカルコンテンツ問題

＜措置の概要＞

2009 年 1 月、インドネシアは鉱業法の改正（新鉱業法）を公布・施行し、以下の措置を導入した。

①高付加価値化・国内製錬義務

インドネシアで採掘したニッケルや銅などの鉱物は、インドネシア国内で製錬・精製を行うことを義務づけ。

②生産量及び輸出量の統制

インドネシア政府は、国家利益を最優先するため、年間生産量を決定することができ、輸出を管理することができる。

③ローカルコンテンツ要求

現地の労働力、国内の物品及びサービスを優先して使用することを義務づけ。

④国内供給優先義務

インドネシア国内の鉱物資源の生産者に、エネルギー・鉱物資源省大臣の規定する一定割合を国内のユーザーに供給することを義務づけ。

その後新鉱業法の運用に関する細則として、2012 年 2 月に高付加価値義務に関する大臣令及び、インドネシア資本への株式譲渡義務に関する政令改正が発表された。前者は、高付加価値化・国内製錬義務の実現のため、2014 年 1 月以降の未加工鉱石の輸出を禁ずるものであり、後者は、投資後 10 年以内にインドネシア資本比率を 51%まで高めること等を定めている。また、2012 年 5 月には、鉱物資源に対して一律 20%の輸出税を課す財務大臣令が発出された。

2014 年 1 月には、未加工鉱石の輸出禁止の実施を目前にして高付加価値義務を定める大臣令が改正され、一部の精鉱（銅精鉱など、純度を一定程度上げた原材料）については、輸出禁止の実施が 2017 年 1 月に延期され、同時に輸出税が導入されたが、その他の未加工鉱石の輸出は 2014 年 1 月以降禁止された。2017 年 1 月 11 日に関連大臣令が改正・施行され、暫定措置が延長された。銅については、現状の暫定措置（精鉱の輸出許可制度）が 5 年間延長され、ニッケルについては、低品位の鉱石について、国内精錬能力の 30%以上が国内精錬所に供給される、鉱山会社が 5 年以内の精錬所の建設をコミットする等の条件を満たした場合にかぎり、5 年間一部の輸出が認められることとなった。

<国際ルール上の問題点>

①付加価値化・国内製錬義務

インドネシアで採掘した製錬・精製前の鉱物を輸出することが不可能になった場合や、輸出許可制により製錬所の建設コミット等の許可要件を課すことは、事実上の輸出規制として、GATT 第 11 条（数量制限の一般的廃止）に抵触する可能性がある。

②生産量及び輸出量の統制

政府による恣意的な輸出量の制限等が実施された場合、GATT 第 11 条に加えエネルギー・鉱物資源の輸出入の制限に関して GATT の関連規定に従う義務を再確認した日尼 EPA 第 99 条（輸入及び輸出の制限）に抵触する可能性がある。

③ローカルコンテンツ要求

国産品や国内のサービスの使用の義務づけは、GATT

第 3 条・TRIMs 第 2 条（内国民待遇及び数量制限）及び日尼 EPA 第 63 条（特定措置の履行要求の禁止）に抵触する可能性がある。

④国内供給優先義務

所定の国内需要を満たさなければ輸出ができない点において、GATT11 条（数量制限の一般的禁止）に抵触する可能性がある。

⑤インドネシア資本への保有株式の譲渡義務

我が国企業の保有株式についてインドネシア資本への譲渡義務を課すことは、日尼 EPA 第 59 条（内国民待遇）及び第 65 条（収用及び補償）に抵触する可能性がある。

投資家が有する「正当かつ合理的な期待」の侵害

上記の規制等が日本の投資家（企業等）が投資時点で有していた「正当かつ合理的な期待」を侵害し、損害又は損失を生じさせる場合には、日尼 EPA 第 61 条（一般的待遇）にも抵触する可能性がある。

<最近の動き>

我が国は、新鉱業法の成立以降、WTO の物品理事会・TRIM 委員会、日尼 EPA に基づく投資小委員会において繰り返し懸念を表明してきた。また、首脳レベルや閣僚レベルでも繰り返し懸念を表明している。

一部の精鉱について輸出禁止規制実施の延期等の一定の改善はあったものの、その他の未加工鉱石の輸出禁止措置は実施され、依然として国際ルール上の問題が解消されていないことから、引き続き本措置を注視していくことが重要である。

なお、インドネシアでは、2014 年 2 月、新通商法が国会にて成立した。本法は 1934 年に制定された旧通商法を刷新するものであり、細則については今後、政令、大統領令及び関係大臣令により定めることとされているが、国産品の使用促進や輸出入の制限、国家規格の使用強制等について政府に権限を与える規定がみられる。また、2013 年 12 月には新産業法が成立、2014 年 1 月に施行されているが、インドネシア政府が、産業資源の開発、産業のエンパワーメント、産業の救済・保護等を目的とした措置として、新通商法と同様に、国産品の使用促進、輸出入の制限等を行いうるとしている。

これらの法律は、既存の関連規則を統括し法的根拠

を与えるための上位規範であり、本法の策定のみによって具体的な措置が実施されるものではないが、国産品優遇や輸出入の制限について政府に実施権限を与える規定がみられるため、今後、インドネシア政府が本法に基づいて WTO 協定に反するような貿易制限的、内外差別的な措置をとることのないよう、本法及び関連の実施細則の策定・運用状況についても注視する必要がある。

関 税

関税構造

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

ウルグアイ・ラウンド合意により、非農産品の譲許率が 95.8%まで向上した。しかし、非農産品の大部分の品目において現行の譲許税率は 30%~40%であり、非農産品の単純平均譲許税率は 35.6%と高水準である。2016 年の非農産品の平均実行税率は 7.8%と比較的低いが、衣類(平均 23.8%)、輸送機械(平均 11.1%)等の関税水準が高くなっている。

2004 年にとりまとめられたセクターごとの関税調整計画に基づき、2005 年 1 月 1 日から農産品、水産品、鉄鋼、陶器、医薬品の 6 分野の 1,962 品目について、2010 年までの段階的な関税引き下げ計画が決定された。また、2005 年 12 月にも、同調整計画に基づき、農機具、完成車(自動車、二輪)、AV 機器、プラスチック、アルコール飲料、エタノールについて関税引き下げ計画が定められた。

その結果、例えば、排気量 1.5~3 リットルのガソリン車、同 2.5 リットルのディーゼル車について、2006 年時点での最高関税率は 60%であったが、2010 年には 45%まで引き下げられた。また、電気製品についても平均実行税率が 5.8%まで引き下げられた。

しかし、2010 年 12 月 22 日に財務大臣令 2010 年 241 号が公表され、鉱工業品や農産品等に関し、2004 年に

定めた関税率調整計画の実施という形をとり、2,164 品目(全品目の 25%)の関税率の変更(1,248 品目が引き上げ、916 品目が引き下げ)が即日公布・施行となった。関税が引き上げられた品目には、日系企業が輸入する化学製品等も多く含まれており、これらの高関税品目については改善を求めていく必要がある。

また、下流産業の競争力強化のために、基礎化学・機械・電気電子及び造船の 182 品目について 5%から 10%へ関税の引き上げを定めた財務大臣令(2011 年 213 号)が、2011 年末に公布された。

インドネシア政府は 2015 年 7 月 23 日、財務大臣令 2015 年第 132 号(132/PMK.010/2015)で最恵国(MFN)関税を変更し、食品・飲料、衣服、家電製品などを中心に関税率を引き上げた。食品・飲料分野では、コーヒー、紅茶を従来の 5%から 20%へ、ソーセージと加工肉を 5%から 30%へ引き上げたほか、野菜・果物を 5%から 20%とした。また、自動車は従来の 10~40%から 50%とした。

2017 年 2 月に財務大臣令 2017 年第 13 号(No.13/PMK.010/2017)において、輸出関税が課税される鉱物製品や皮革などの品目見直しが行なわれた。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題は生じないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高める観点から、上記のようなタリフピーク(第Ⅱ部第 5 章 1.(1)③参照)を解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許されていない品目があることや実行税率が譲許税率を下回って乖離していることは、WTO 協定上問題はないが、当局による恣意的な実行税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目が譲許されること、また、譲許税率が引き下げられることが望ましい。

<最近の動き>

2008 年 7 月に日インドネシア EPA が発効したことにより、我が国から輸出するほとんどすべての自動車及び同部品、電気電子製品及び同部品、一部の鉄鋼製品の関税が段階的に撤廃されるなど、市場アクセスの改善が図られた。

アンチ・ダンピング

日本製冷延鋼板に対する AD 措置

<措置の概要>

2011 年 6 月、インドネシア・アンチダンピング委員会（KADI）は、インドネシア国内の鉄鋼メーカーからの申請を受けて、我が国のほか韓国、中国、台湾、ベトナムの計 5 개국・地域から輸入される冷延鋼板に対する AD 調査を開始し、2012 年 12 月、当該製品について AD 措置を発動するよう最終報告を行った。この報告を受け、インドネシア財務大臣は、2013 年 3 月に当該製品について AD 税を賦課する旨の最終決定を行った。最終決定では、日本企業について、18.6%～55.6% の高率のダンピング・マージンが課されている。

また、本件は、2015 年 9 月にサンセット調査が開始された。

<国際ルール上の問題点>

我が国企業が輸出する冷延鋼板の大部分は自動車・電機電子産業で用いられる高級鋼材であり、インドネシア国内で生産される冷延鋼板と品質が大きく異なるため、インドネシア国内産の冷延鋼板とは競合関係にない。それにもかかわらず、KADI は本件調査の最終報告において国内産業の損害及び日本製冷延鋼板の輸入と当該国内産業の損害との間の因果関係を認定しているため、AD 協定第 3 条に違反するおそれがある。

また、本件調査において、我が国企業が当該製品に係るインドネシアでの国内販売価格に関するデータを提出したにもかかわらず、KADI がファクツ・アヴェイラブル（第 II 部第 6 章参照）を用いて我が国企業の輸出価格を認定したことは、AD 協定第 6.8 条に違反するおそれがある。

さらに、本件は 2015 年 9 月にサンセット調査が開始されたが、2018 年 2 月時点で調査結果が公表されておらず、AD 協定第 11.4 条に違反するおそれがある。

<最近の動き>

2013 年 4 月に、経済産業大臣から改めて本件 AD 調査・課税の対象から我が国製品を除外するよう働きかけを行うなどしたところ、2014 年 4 月、KADI が課税見直しを開始したが、同年 12 月の最終決定においては、

結局、日本側の主張はほとんど反映されない結果となった。その後も、インドネシア政府に対して、本件課税措置はインドネシアのユーザーのコスト増となっており、当初の終期どおり、2016 年 3 月に終了するように要請を行ってきたが、2015 年 9 月にサンセット調査が開始された。日本政府としては、既に措置の期限を経過し課税もなされておらず、インドネシア AD 法に定められた期間も経過したことから措置の速やかな終了を官報告示することを求める一方で、措置を継続する場合には当初調査段階から政府及び企業が主張しているとおり、日本製品とインドネシア製品の競争関係・代替関係を適切に検討した上で、本件 AD 課税の対象から我が国製品を除外するよう要請していく。

貿易関連投資措置

LTE 機器等に対するローカルコンテンツ要求

<措置の概要>

2015 年 5 月 4 日、インドネシア通信情報省は、LTE 機器（100Mbps の高速通信を行うことができる次世代の携帯端末向け（スマートフォン、モバイル PC など）の無線通信規格のこと。）について、一定比率のローカルコンテンツ要求（一定水準のローカルコンテンツを満たさない機器については、インドネシア国内で販売することができない。）及び強制規格を規定した大臣令案を公表し、意見募集を行った。大臣令案の内容は、①公布と同時に、無線基地局設備及び加入者端末について、それぞれ、30%、20%のローカルコンテンツを満たさなければならない、②公布から、2 年以内に、無線基地局設備及び加入者端末について、それぞれ、40%、30%のローカルコンテンツを満たさなければならないとされた。また、無線基地局設備及び加入者端末双方に適用される強制規格も規定された。

その後、2015 年 7 月 27 日、通信情報省は、通信情報大臣令第 27 号を公布し、2015 年 7 月 8 日に遡及して、対象となる無線基地局設備及び加入者端末について、それぞれ、30%、20%のローカルコンテンツを満たさなければならないとされた（意見募集時から変更無し）。一方で、同大臣令に関する 2016 年 2 月 10 日

付け TBT 通報では 2017 年以降のローカルコンテンツ比率が 20%と記載されており、同大臣令で規定される比率と異なっている。また、①800 MHz、900 MHz、1800 MHz、2100 MHz 帯の機器については、2017 年 1 月 1 日からは、それぞれ、40%、30%のローカルコンテンツを満たさなければならないこと、②2300MHz 帯の機器については、2019 年 1 月 1 日からは、それぞれ、40%、30%のローカルコンテンツを満たさなければならないとされた（意見募集時から一部変更）。また、意見募集時と同様、無線基地局設備及び加入者端末双方に適用される強制規格も規定された。

また、インドネシア工業省は、2015 年 8 月 19 日付で、電子機器等に関する現地調達率の算定方法に関する規則（工業大臣令第 68 号）を公布（同月 24 日より施行）し、上記の無線基地局設備及び加入者端末についても適用対象とした。2016 年 7 月に施行された工業大臣令第 65 号において、現地調達率の算定手法が規定されたが、本大臣令は、具体的な適用ぶりについては不明な点が多い。

<国際ルール上の問題>

インドネシア国内で販売する対象端末に対して、国内生産比率を要求する点において、内国民待遇義務違反として、GATT3 条 4 項及び TRIMs 協定 2 条に抵触するものと考えられる。

<最近の動き>

経済産業省及び総務省は、上記意見募集期間中に、意見提出を行ったほか、関係業界からも意見書を提出した。また、WTO の物品理事会や TRIMs 委員会等でも懸念を表明している。

基準・認証制度

（１）鉄鋼製品の強制規格

2017 年版不公正貿易報告書 105 頁参照

（２）玩具規制

<措置の概要>

インドネシアは、2014 年 4 月 30 日に「インドネシア玩具規制（改定規制）」を施行した。

主な規制内容は、インドネシアへの輸入玩具に対して、①インドネシア国家規格(SNI)検査に合格した上、SNI 証使用製品証明書(SPPTSNI)を取得し、②該当製品にSNI 証又はSPPTSNI の添付を要求するものである。輸入玩具については、輸入業者が窓口となって SNI 検査を受けることとなっている。

SNI 検査では、国産品は、6 ヶ月の生産ロット毎の検査が求められるのに対し、輸入品は、個々の船荷毎の検査が求められている。その理由として、インドネシアは、国内で生産される玩具が半年で約 5,000 個であるのに対し、輸入玩具については、一度の船積みが約 5,000 個であるためと説明している。しかし、輸入玩具の場合は、同一生産ロットであっても、異なる出荷日に船積みされる場合には、複数回の検査を実施する必要があり、検査に要するコストが多大となっている。

また、SNI 検査を実施する試験所は、インドネシア国内に立地する指定試験所、及び、玩具安全規制に関しインドネシアと二国間相互承認協定を締結した国に立地する海外試験所に限定されている。

<国際ルール上の問題点>

輸入玩具に対する検査頻度が船荷毎であるのに対して、国産玩具に対する検査頻度は生産ロット毎と規定されている理由として、上記の通り、国内事業者が半年で生産する個数と輸入事業者の一回の船荷の個数が同程度であるからと説明されている。しかしながら、一般に同一生産ロットに複数回検査を行う意味がなく、当該説明は、生産ロットの小さい国内事業者が不利にならないように配慮したものであることを示しており、生産ロットが 5000 個以上である場合が多い輸入業者を、国内事業者よりも理由なく不利に扱っており、適合性評価手続について内外無差別を規定する TBT 協定第 5.1.1 条に違反する可能性がある。

更に、SNI 検査を実施する試験所を、インドネシア国内の試験所もしくは二国間相互承認協定を締結した国に立地する海外試験所に限定しているが、現状、インドネシアと相互承認協定を締結している国はほとんどないため、実質上、海外の試験所では検査ができず、

インドネシア国内の試験所で検査を行う必要があり、事業者にとっては大きな負担となっている。

＜最近の動き＞

2014 年 3 月以降の WTO・TBT 委員会公式会合において、EU、米国とともに懸念を表明している。2016 年 11 月以降の TBT 委員会では、インドネシアより、本規制は 2017 年末を目処に改正される予定との発言もあったことから、引き続き、TBT 委員会、二国間協議等の場で制度改善を促していく。

サービス貿易

外資規制等

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

＜措置の概要＞

インドネシアでは、民間企業が参入できない分野、条件付きで開放されている分野、外国企業による出資制限比率を業種ごとにネガティブリストで定めている。ネガティブリストは、2010 年ネガティブリスト（大統領規定 2010 年 36 号）が、2014 年 4 月に改定された（大統領規定 2014 年 39 号）。本改定により、運輸分野では陸上貨物・旅客ターミナルの運営等の参入禁止分野について 49%までの外資出資が認められ（ただし、運輸相からの推薦状の取得が要件）、文化観光分野でも内資に限られていた映画宣伝設備（広告、ポスター等）が ASEAN からの出資を条件として 51%までの出資が認められるなど、9 の分野で外資規制の緩和がなされた。一方で、エネルギー・鉱物資源の分野では、陸上での石油ガス採掘サービスや石油ガス設計・エンジニアリングサービス等で、これまで 95%の外資出資が認められていたものが内資企業に限定されるなどの条件変更や、これまでネガティブリストに規定されておらず 100%出資が可能だった分野の中で、商業分野での倉庫やディストリビューター等のように、新たに制限が設けられる（上限 33%）分野が増えるなど、外資制限の強化も行われた。

2016 年 5 月にも、ネガティブリストが改定された（大統領規定 2016 年 44 号）。ネガティブリストから記載がなくなった冷凍・冷蔵倉庫、レストラン、カフェ、映画の製作及び配給、投資額 1,000 億ルピア以上の電子商取引などが、100%外資が認められたと考えられる他、売り場面積が 400～2,000 平方メートルの百貨店、倉庫、生産系列のないディストリビューター、旅行会社、職業訓練などは外資 67%に緩和された。他方、建設関係については、少なくとも公共工事に関して、工事金額・必要な技術・リスクがいずれも低・中程度の案件には外資現地法人が参入できなくなった。

その他、主な外資制限は以下のとおりである。

①電気通信

2014 年ネガティブリストにおいては、有線及び無線/衛星通信網事業について外資出資は 65%までに引き上げられた一方で、通信サービス事業については、コンテンツサービス、コールセンター等電話付加価値サービス、インターネットアクセスサービス事業、データ通信システムサービス、公共用電話回線インターネットサービス、インターネット相互連結サービス (NAP) その他マルチメディアサービスについて 49%まで引き下げられた。また、通信サービスと統合した通信網の運営（移動体通信網事業と思われる）については上限 65%としており、通信塔の供給・管理者（運営、レンタル）・建設サービスプロバイダーは引き続き内資 100%と規定されていた。

また、電気通信分野においては、一部製品に対して、ローカルコンテンツが要求されている。2009 年 1 月には、2.3GHz 及び 3.3GHz の無線周波数帯を利用している無線ブロードバンドサービスのために用いられる基地局設備に対して 40%以上、通信端末に対して 30%以上の国産化率が課され、また 2015 年 7 月には、通信情報大臣令 Regulation No. 27 of 2015 regarding Technical Requirement of Equipment and/or Telecommunication Devices in Long Term Evolution Technology Basis (Permenkominfo 27/2015)により、インドネシアで製造、組立または同国に輸入された LTE を用いる製品について、基地局設備は 30%以上、スマートフォンなど通信端末は 20%以上の国産化率が新たに課された。更に、同大臣令においては、2017 年 1 月 1 日より、800/900/1800/2100MHz 帯の製品について求められる国産化率が基地局設備で 40%、通信端末で 30%まで引き上げられ、また 2019 年 1 月 1 日より、

2300MHz 帯の製品についても同国産化率が基地局設備で 40%、通信端末で 30%まで引き上げられることになっている。ローカルコンテンツ要求は、WTO 協定及び日インドネシア EPA 上の義務に抵触する可能性もあるため、注視が必要である。

電子商取引分野においては、電子システム及び電子取引の実施に関する政令及び関連規則により、データセンターの国内設置義務や一部のソースコードについて開示義務が規定されている。さらに、自社では通信ネットワークは持たずに SNS やスマートフォンアプリ、コンテンツ等を配信する事業者、いわゆる OTT (Over The Top) については、2016 年 4 月に OTT サービス提供者に対する規制案（インターネットを通じたアプリケーション及び／又はコンテンツの提供に関する 2016 年通信情報大臣令案）が公表され、インドネシアにおいて OTT サービスを提供する外国事業社には、インドネシアの税制に基づいて設立された恒久的施設（Permanent Establishments）を通じて提供することを求め、さらに支払いにおいてはナショナルペイメントゲートウェイを求めるなど、各種の規制が課されている。これらの規制の一部は、GATS 第 16 条及び日インドネシア EPA 第 78 条が定める市場アクセス義務、GATS 第 17 条及び日インドネシア EPA 第 79 条が定める内国民待遇義務、並びに日インドネシア EPA 第 63 条が定める投資にかかる特定措置の履行要求の禁止に違反する可能性がある。

②流通

2016 年ネガティブリストにおいても引き続き、小売業は内資 100%とされており、具体的には、1,200 平方メートル未満のものをスーパーマーケット、400 平方メートル未満のものをミニマーケットとして内資 100%に限定されている。さらに、大統領規定 2007 年 112 号により、商業施設の整備に関する規制が出されている。外資が参入できる大規模商業施設についても、立地、施設（駐車場・安全面）、営業時間などについて規定されている。

③音響映像、広告等

インドネシアは、外国の映画とビデオテープの配給会社の進出を禁止しており、すべての輸入、配給は 100%インドネシア資本の企業に限られていた。2016 年ネガティブリストにおいて、映画製作、映画技術サービス、映画配給、上演、録音スタジオ等は、外資 100%

に開放されているが、映画宣伝設備制作サービス（広告、ポスター、写真、フィルム、バナー、パンフレット等）は引き続き内資に限定されている（ASEAN からの出資の場合 51%までの外資比率が認められている。）。

<懸念点>

上記の様々な外資規制は、必ずしもインドネシアのサービス協定上の約束に反するわけではないため、WTO 協定違反となるものではないが、WTO 及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取組が望まれる。

<最近の動き>

2007 年 8 月 20 日に署名された日インドネシア EPA により、約束サービス範囲の拡大などが図られた。電気通信の分野では、専用線・情報及びデータベースのオンラインでの検索サービスなど 5 分野を新たに約束した（日本資本 40%まで）。音響映像の分野では、映像及びビデオテープの制作及び配給のサービス、映画の映写サービスへの日本資本の参入（日本資本 40%まで）を約束した。

また、前述のとおり、2016 年 5 月、外資参入規制業種を規定するネガティブリストが 2 年ぶりに改定されたが、その内容は、500 億ルピアまでの建設工事や 100 億ルピアまでのコンサルティングを中小零細企業等に限定するなど国内中小零細企業等の保護も視野にいれたものとなっている。

我が国は、引き続き外資規制に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話等や EPA 交渉のフォローアップ会合等により、更なる外資規制の緩和を働きかけている。

知的財産

（１）水際での侵害差止め措置

<措置の概要>

2017 年版不公正貿易報告書 108-109 頁参照。

<国際ルール上の問題点>

2017 年版不公正貿易報告書 109 頁参照。

＜最近の動き＞

インドネシア税関では実際の運用を行う上で必要となる細則を策定中であったところ、2017 年 6 月 2 日に「知的財産権侵害物品または知的財産権侵害疑義物品である輸入品または輸出品の取締りに関する 2017 年度インドネシア共和国政令第 20 号」が公布された。本政令では 60 日後に施行すると規定されているが、下位の財務大臣規則が制定されていないためか、現時点で上記政令が施行されたという情報はなく、水際での差止めも依然として実施されていない。本件は産業界の関心も非常に高いことから、今後も引き続きインドネシア税関に対して働きかけを行うとともに、状況を注視していく必要がある。

（２）日インドネシア EPA の履行問題

＜措置の概要＞

2008 年 7 月 1 日に発効した日インドネシア EPA では、物品の部分に係る意匠を、意匠法の保護対象とする「部分意匠」制度の導入（113 条 3 項）、いずれかの締約国において広く認識されている商標について、不正目的で同一又は類似の商標が出願された場合、当該出願を拒絶または取り消す「外国周知商標の保護」制度の導入（114 条 2 項）、著作権等に関する電磁的な「権利管理情報の改ざん等規制」制度の導入、現在及び将来にわたる複数の事件に対する包括的な代理権の授与を可能とする「包括委任状」制度の導入（109 条 5 項）、並びに税関における侵害品の差止対象を輸入品のみならず輸出品にも拡大する「国境措置」の強化（119 条）等、TRIPS 協定の保護を上回る規定が置かれている。

＜国際ルール上の問題点＞

しかしながらインドネシアでは、権利管理情報改ざん等規制制度の一部については、EPA 義務に対応した制度が存在すると認められるものの、前項において列挙した多くの制度は未だ導入されておらず、対応する EPA の規定と整合性上の疑義を生じている。例えば、インドネシア商標法において、周知な商標の保護に関する規定は存在するものの、実際に日本のみで周知な商標においても登録拒絶・無効の対象になるのか、その運用については不明である。

＜最近の動き＞

インドネシアでは、2016 年 8 月 26 日に改正特許法が施行されているが、その内容として「包括委任状」制度の導入が行われた事実は確認できない。また、2016 年 11 月 15 日には改正商標法が施行されたところだが、同改正法は主に商標としての保護対象の拡大やマドリッド協定議定書に基づく手続について新たに規定するものであり、周知商標について改正が行われた事実は把握できない。今後、本法改正に基づき施行細則の制定が行われる予定であるところ、同改正の内容及び進捗について注視していく必要がある。なお、意匠法の改正法案については、議会での審議が開始されていない。また、これらと並行して、インドネシアにおける日インドネシア EPA の履行状況について、運用面を含め情報収集を行い、必要な働きかけを行っていく必要がある。

（３）インドネシア改正特許法

＜措置の概要＞

2016 年 8 月 26 日に施行された改正特許法第 20 条(1)においては、特許権者はインドネシア国内において特許を受けた物を製造し、又は方法を使用する義務を負う旨規定されている。また、当該義務を履行しない場合の取扱いとして、特許付与後に当該義務の不履行のまま 36 か月経過した場合に強制実施権付与の対象となるほか（同法第 82 条(1)(a)）、特許取消しの対象にもなる（同法第 132 条(1)(e)）。

なお、同法第 20 条(2)によれば、前述の「特許を受けた物の製造や方法の使用」は（インドネシアにおける）技術移転や投資の受入、雇用の提供に資さなければならないこととされている。

＜国際ルール上の問題点＞

TRIPS 協定第 27 条第 1 項では、発明地及び技術分野並びに物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく特許が与えられ、及び特許権が享受される旨規定されている。したがって、このように国内実施要件を充足しない場合に強制実施権の設定対象とされ、又は、特に特許取消しの対象とされることは TRIPS 協定第 27 条との整合性という観点から問題がある可能性がある。

＜最近の動き＞

本改正特許法に関し、2017 年 5 月に我が国政府は EU、米国及びスイスと共同してインドネシア政府に対し上記の懸念を伝達の上、TRIPS 協定の規定の遵守の徹底を要望した。その後、インドネシアでは大統領令をはじめとした関連規則の整備が進められているところであるが、今後とも、これら関連規則制定の動向及び我が国企業に対する影響等の情報収集を行い、必要な働きかけを行っていく必要がある。

4. マレーシア

内国民待遇

（1）自動車に関する内国税の適用に関する問題及び AP 制度に基づく輸入制限問題

2016 年版不公正貿易報告書 94 頁参

（2）国産自動車部品の物品税免除制度

2016 年版不公正貿易報告書 95 頁参照

数量制限

（1）丸太の輸出規制等

＜措置の概要＞

マレーシア半島部では、自国における木材の加工度を高めることを目的として、1985 年から指定された 27 樹種及び直径 12 インチ以上のすべての樹種について輸出を禁止している。サバ州では、1996 年 11 月から輸出の数量規制を行っており、2018 年は年間 16 万立方メートルを上限としている。サラワク州では、1999 年から丸太生産量の一定割合を州内加工用とし（2017

年 7 月からは 80%）、残りを輸出用とする輸出規制が実施されている。また、樹種に対する規制として 1980 年からラミン丸太を、1993 年からホロー・アラン・バトゥ丸太をそれぞれ輸出禁止している。

＜国際ルール上の問題点＞

これらの輸出禁止・数量規制は、GATT 第 11 条に違反する可能性がある。

＜最近の動き＞

上記措置については、マルチ、パイなどの場を通じて、今後は是正をはたらきかけていく。

（2）鋼板の輸入免税枠制度

2017 年版不公正貿易報告書 110 頁参照

関 税

関税構造

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

＜措置の概要＞

マレーシアにおける現行の非農産品の単純平均譲許税率は、14.9%であるが、電気機器の最高 40%、自動車用ゴム製タイヤの 40%、衣類の最高 30%など譲許税率の高い品目が存在する。また、譲許率は非農産品全体では 81.9%である。非譲許品目としては、トラクター（最高実行税率 30%）、自動車（最高実行税率 30%）等がある。2016 年の平均実行税率は 5.4%であった。

＜懸念点＞

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるという WTO の精神に照らして、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

＜最近の動き＞

IT 製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012 年 5 月から ITA 拡大交渉が開始され、2015 年 12 月に妥結した。対象品目 201 品目の関税撤廃は 2016 年 7 月から順次開始され、2019 年 7 月には約 90%の関税が撤廃される予定。また、2024 年 1 月には、全 201 品目の関税が 55 メンバーについて完全に撤廃されることになる（詳細は、第 II 部第 5 章 2. (2) ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。マレーシアについては、2016 年 7 月から対象品目の関税撤廃を開始した。例えば、マレーシアが関税撤廃する品目のうち関税が高い品目としては、新型半導体（30%）、テレビ受信機（30%）、ゲーム機（30%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目について、関税が段階的に撤廃され、2023 年には完全に撤廃されることになる。

また、2016 年 1 月 1 日より、機械機器及び部品について、Order No. P. U. (A) 305/2015 で 7 品目（HS8419、HS8421）の MFN 税率を、Order No. P. U. (A) 306/2015 で 14 品目（HS8419、HS8421、HS8511）の ASEAN 物品貿易協定（ATIGA）税率を、削減・撤廃した。

基準・認証制度

鉄鋼製品の強制規格

2017 年版不公正貿易報告書 112 頁参照。

サービス貿易

外資規制等

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

＜措置の概要＞

国家権益に関わる事業、すなわち水、エネルギー・電力供給、放送、防衛、保安等に関しては、政府は外

資参入を 30%までに制限している。その他の民間企業に対する外国資本出資比率は、所轄官庁のライセンスや許認可に課された出資条件による。

ライセンスを必要としない販売・サービス業の出資比率は、従来、外国投資委員会（FIC）のガイドラインにより、ブミプトラ資本最低 30%の保有が求められていた。しかしながら、経済成長の牽引役としてのサービス産業の活性化、成長を重要視しており、外資の誘致にも貢献するとして、2009 年 4 月 22 日マレーシア政府は、サービス産業の自由化を発表し、サービス産業 27 分野でこれまでの最低 30%のブミプトラ資本の保有を求める規制を即時撤廃し、外資 100%が認められるようになった。

2009 年 6 月 30 日には、FIC の「マレーシア・外国資本による株式・資産の買収、合併・吸収に関するガイドライン（改正／2008 年 1 月 1 日発行）」が撤廃され、FIC は解散した。但し、既存会社について、他の所轄機関より発行されるライセンスや認可により既に課されている資本条件は、引き続き有効であるとした。

マレーシアにおける主な外資制限は以下のとおりである。

①金融

2009 年 4 月 27 日に、マレーシア首相が発表した金融セクターの自由化により、①ライセンスの新規発行、②外資出資制限の緩和、③運営営業の緩和に係る規制について緩和が図られた。概要は以下の通り。

○2010 年 6 月にマレーシア中央銀行は、新たに 5 つの外国銀行に商業銀行免許（フルバンク・ライセンス）を発給する旨発表。邦銀ではみずほコーポレート銀行、三井住友銀行の 2 行に対して免許の発給が決定された。○投資銀行やイスラム銀行、保険会社やタカフル保険運営者に対する外国資本の出資制限を、これまでの 49%から 70%に緩和した（ただし、国内の商業銀行に関する外資の制限は 30%のまま据え置き（単独の出資上限も 20%に据え置き））。

○2010 年から現地法人化している外資系の商業銀行が本格的な支店を 4 ヶ所設置すること、および小規模金融を行う支店を 10 ヶ所設置することを認める。

2013 年 5 月、金融機関の健全性及び金融システムの安定確保のため、法的な規制枠組みを構築・強化することを目的とした「2013 年金融サービス法」が施行された。これにより、マレーシア中央銀行が管轄する 4 本の法令（1989 年銀行・金融機関法、1996 年保険法、

2003 年決済システム法、1953 年為替管理法）が廃止され、金融サービス法に一本化された（イスラム金融方式の銀行、保険などを規制する法令は、イスラム金融サービス法に一本化。）。

改正のポイントとしては、銀行の業務範囲の制限、金融機関の健全性基準、金融機関の役員等の適格性要件、金融機関の株主の適格性基準、金融持株会社規制の導入、外国為替取引規制の一部緩和等があり、これにより多くの業態において参入規制が厳格化されることとなった（例えば、以前は銀行、投資銀行、保険会社については、中央銀行の承認事項であったが、改正により財務大臣の認可が必要となる。）。

②電気通信

2011 年 10 月、マレーシア首相は、2012 年度予算案の議会演説において、電気通信分野を含むサービスセクター 17 分野で自由化を実施すると発表した。これを受け、2012 年 1 月より、9 分野が自由化され、電気通信分野については、アプリケーション・サービス事業者免許（音声サービス、データサービス等の特定の機能を提供するための免許）については外資 100%まで認められた。2012 年 11 月 16 日には、サービスセクター 17 分野のうち、更に 6 分野の自由化について発表が行われ、電気通信分野については、ネットワーク設備事業者免許（衛星基地局、光ファイバケーブル等の設備等を所有するための免許）及びネットワーク・サービス事業者免許（基本的な接続及び帯域を提供するための免許）について外資 70%までの出資が認められている。一方で、電気通信分野について、30%のブミプトラ資本参加を含む免許条件の付与対象であるとされている。

③流通

国内取引・協同組合・消費者省（MDTCC）は 2010 年 5 月 12 日、「流通取引サービスにおける外資参入に関するガイドライン」の改定を発表した（同年 1 月 6 日にさかのぼって発効）。新ガイドラインでは、ハイパーマーケット（5,000 平方メートル以上の販売床面積があるセルフサービスの販売店）及びスーパーストア（3,000 平方メートル以上、4,999 平方メートル以下の販売床面積があるセルフサービスの販売店）を除いて 30%のブミプトラ資本条件が削除され、外資 100%が可能になった点で大きな改善といえる。一方で、コンビニエンスストアなどは、引き続き外資参入禁止業

種とされている。（下記に流通分野における外資参入禁止業種の一覧を記載。）なお、外資の資本参加、買収、合併などは、MDTCC が管轄官庁となり同省からの認可を必要とする。また、旧ガイドラインでは最低資本金は 100 万リンギと定めており、金額の変更はないが、新ガイドラインでは資本金は普通株のことと明記された。

流通分野における外資参入禁止業種

- スーパーマーケット/ミニマーケット（販売フロア面積が 3,000 平方メートル未満）
- 食料品店/一般販売店
- コンビニエンスストア
- 新聞販売店、雑貨品の販売店
- 薬局（伝統的なハーブや漢方薬を取り扱う薬局）
- ガソリンスタンド
- 常設の市場（ウェットマーケット）や歩道店舗
- 国家戦略的利益に関与する事業
- 布地屋、レストラン（高級店でない）、ビストロ、宝石店など

新ガイドラインでは、ブミプトラに考慮した項目もみられる。例えば、「業界へのブミプトラ参加支援に関する方針と計画を各社が明確にしなければならない」との記述がみられるほか、資本規制は撤廃するがブミプトラ取締役を任命するという条件などが継続している。（ハイパーマーケットや専門店など、業種によって営業時間や禁止項目などの条件が異なる。）

<懸念点>

上記の様々な外資規制は、マレーシアのサービス協定上の約束に反しないため WTO 協定違反となるものではないが、WTO 及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取組が望まれる。

<最近の動き>

サービス産業 27 分野での外資制限の撤廃等の一連のマレーシアの規制緩和については、保護主義的な動きに対抗するものとして高く評価されるものである。他方で、コンビニエンスストア等、上記の外資参入禁止業種においては、日本企業は依然として現地企業との合併という形でも参入することができない。

マレーシア首相が 2011 年 10 月に行った 2012 年度予算案の議会演説において、17 分野のサービス分野サ

ブセクターの外資規制緩和を 2012 年から段階的に行うと発表した。その後、2012 年 1 月には、9 つのサブセクター（①会計・税務サービス、②クーリエ・サービス、③デパート・専門店サービス、④焼却サービス、⑤私立病院サービス、⑥技能訓練サービス、⑦通信サービス、⑧技能・職業訓練サービス、⑨技能・職業訓練サービス（特別支援を必要とする生徒向け））が自由化され、外資が 100%まで認められ、外国人の専門家の入国も認められた。2012 年 11 月 16 日には、さらに 6 つのサブセクターの外資規制緩和の予定が発表された。6 つのサブセクターのうち、①法務サービスに関しては、入国審査等の基準を満たせば、外国人弁護士・外国弁護士事務所の進出や国際的なパートナーシップが認められる予定となっている。②専門医サービス、③歯科専門医サービス、④インターナショナル・スクール・サービス及び⑤私立大学サービスに関しては、外資 100%まで認められる予定となっている。⑥電気通信サービス（ネットワーク設備事業者免許及びネットワーク・サービス事業者免許）に関しては、上述の通

り、外資 70%まで認められる予定である。17 分野のうち、残る 2 分野のサブセクター（建築及びエンジニアリングサービス）及び外資規制緩和が検討されている新規サブセクター（建築積算士）に関しては、関連法の改正が承認され次第発表される見込みとなっていたが、エンジニアリングサービスについては 2014 年の The Registration of Engineers (Amendment) Act 2014 および同法の施行規則である The Registration of Engineers (Amendment) Regulations 2015 (“Amended REA Legislation”) が 2015 年 7 月 31 日に施行され、少なくとも 70%を認証エンジニア（Professional Engineers with Practicing Certificates、外国人も 6 ヶ月居住していれば登録可能）が出資すれば、外資 100%でエンジニアリングコンサルタント業務（Engineering Consultancy Practice）が可能となった。我が国は、外資規制に関する法律改正の動向・実施状況等を注視するとともに、引き続き二国間政策対話等により、更なる外資規制の緩和を働きかけている。

<図表 I-3-3>プミプトラ資本規制が撤廃されたサービス産業 27 分野（2009 年 4 月 22 日発表）

○電子計算機及び関連のサービス

1. ハードウェア設置に関連する相談サービス（CPC841）
2. ソフトウェア実行サービス（システムとソフトウェアのコンサルサービス、システム分析、システムデザイン、プログラミング、システムメンテナンスサービス）（CPC842）
3. データ処理サービス（インプットプリパレーションサービス、データ処理および集計、時分割サービス、その他データ処理サービス）（CPC843）
4. データベース・サービス（CPC844）
5. メンテナンス・修理サービス（CPC845）
6. その他サービス（データ準備、訓練、データ復旧、クリエイティブコンテンツ開発）（CPC849）

○健康・社会事業にかかわるサービス

7. 獣医師サービス（CPC9320）
8. 養護施設による老人および身障者対象の社会福祉サービス（CPC93311）
9. 施設による子どもを対象とした社会福祉サービス（CPC93312）
10. 子どものデイケアサービス（CPC93321）
11. 身体障害者を対象とする職業リハビリテーションサービス（CPC93324）

○観光サービス

12. テーマパーク（CPC96194）
13. 会議および展示会場センター（収容人数 5,000 人以上）（CPC87909）
14. 旅行会社およびツアー運行サービス（国内旅行のみ）（CPC7471）
15. ホテルおよびレストランサービス（4 つ星、5 つ星ホテルのみ）（CPC64110、CPC64199）
16. 食物の給仕サービス（4 つ星、5 つ星ホテルのみ）（CPC642）
17. 敷地内での消費を目的とした飲料提供サービス（4 つ星、5 つ星ホテルのみ）（CPC643）

○道路運送サービス

18. 貨物運送サービス（自家用運送、自社の製品を運送する目的のもの）（CPC7123）

○スポーツとその他レクリエーションに関するサービス

19. スポーツに関するサービス（スポーツイベントプロモーションと組織サービス）（CPC9641）

○ビジネスサービス

20. 地域流通センター（CPCP87909）

21. 国際調達センター（CPC87909）
22. 技術検査および分析サービス（CPC8676）
23. 経営コンサルサービス〔一般、金融（ビジネス税制を除く）、マーケティング、人的資源、生産、PR サービス〕（CPC8650）
- 運転者を伴わない賃貸サービス
24. 船舶関連（カボタージュ、オフショア貿易を除く）（CPC83103）
25. 国際配送を目的とした乗組員を伴わない貨物船賃貸（裸用船）（CPC83103）
- 内陸水路における運送
26. 海上エージェントサービス（CPCP7454）
27. 船の引き上げおよび離礁（CPC7454）

知的財産

著作権侵害 DVD の流通問題

＊本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

2017 年度不正貿易報告書 116 頁参照。

<懸念点>

2017 年度不正貿易報告書 116 頁参照。

<最近の動き>

2011 年 7 月、政府模倣品・海賊版対策総合窓口に対し、知的財産権の海外侵害状況調査制度に基づく我が国産業界からの申立てが行われたことを受け、同年 8 月、我が国政府は、被害状況及びマレーシアの制度について調査を実施することを決定した。調査の結果、我が国の多数の企業が被害を受けていること、ODL 命令の運用に関して上記問題点が存在することが明らかとなったため、2012 年 2 月、マレーシア政府に対して早期改善を要請していくことを決定し、同年 4 月、6 月、2013 年 6 月、2014 年 2 月の 4 回にわたりマレーシア側との政府間協議を行った。

2015 年 10 月に開催したマレーシア側との意見交換の場では、日本側から海賊版・模倣品対策の事例や実際にマレーシアで ODL 命令違反をしている DVD の事例を紹介し、マレーシア側からは具体的な申請プロセスや日本アニメ作品の ODL 申請件数等、最新の ODL 命令

に関する運用状況について紹介があった。

2016 年 9 月に担当部局を訪問した際は、我が国政府として日本の権利所有者等の協力を得つつ、ODL 命令に違反している事例の解決を推進していきたい旨を伝え、マレーシア側からは ODL の悪用に対する罰則や刑事摘発について紹介があった。

2017 年 12 月現在、マレーシア現地当局に対して、正しい権利許諾の記載がされた作品リストを共有し、当該リストに基づいて ODL 審査を行ってもらおうということで合意を得た。

本件については、引き続きマレーシア側と連携しつつ、必要な情報提供及び適切な運用に向けた働きかけを行っていく必要がある。

5. フィリピン

数量制限

未加工鉱石に対する輸出制限

2017 年版不公正貿易報告書 118 頁参照。

関 税

関税構造

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

現行の譲許税率は、繊維製品（最高 50%）、電気機器（最高 50%）等、譲許税率の高い品目が見受けられ、非農産品の単純平均譲許税率は 23.4%と高水準である。また、非農産品の譲許率は低く 61.9%にとどまっており、非譲許品目としては自動車、時計等がある。

フィリピンは 1980 年から関税構造の改革を進め、一部の農水産品を除く実行税率を 2004 年までに 5%に統一することを明らかにしていた。しかし、フィリピン政府は 2003 年、関税率の見直しを実施することを決定し、1,000 品目以上の実行税率が引き上げられ、自動車（最高 30%）、電気機器（最高 30%）、一部の繊維製品（最高 30%）等の高関税品目が存在する。なお、2016 年の非農産品の単純平均実行税率は 5.7%であった。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるという観点からは、上記のようなタリフピーク（第 II 部第 5 章 1. (1) ③参照）を解消し、関税はでき

るだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いことや実行税率が譲許税率を下回って乖離していることは、WTO 協定上問題はないが、当局による恣意的な実行税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目が譲許されること、また、譲許税率が引き下げられることが望ましい。

<最近の動き>

IT 製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012 年 5 月から ITA 拡大交渉が開始され、2015 年 12 月に妥結した。対象品目 201 品目の関税撤廃は 2016 年 7 月から順次開始され、2019 年 7 月には約 90%の関税が撤廃される予定。また、2024 年 1 月には、全 201 品目の関税が 55 メンバーについて完全に撤廃されることになる（詳細は、第 II 部第 5 章 2. (2) ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。フィリピンについては、2017 年 7 月に関税撤廃を開始する予定。例えば、フィリピンが関税撤廃する品目のうち関税が高い品目としては、新型半導体（50%）、録音・再生機器（50%）、スイッチ類（50%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目について、関税が段階的に撤廃され、2023 年に完全に撤廃されることになる。

なお、2008 年 12 月に日フィリピン EPA が発効したことにより、我が国から輸出するほとんどすべての自動車、すべての自動車部品、電気電子製品及び同部品、一部の鉄鋼製品等の関税が段階的に撤廃されるなど、市場アクセスの改善が図られた。

サービス貿易

外資規制等

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

フィリピンにおける投資規制は、原則承認、例外規

制の方針となっており、外国投資が規制されている分野は、外国投資法（RA8179）により定められた外国投資ネガティブリストとして定期的に改訂されている。

2015年6月に発効した「第10次外国投資ネガティブリスト」では、外資参入を禁止する免許制の専門性を帯びた業務について、第9次ネガティブリストで新たに追加された不動産関連サービス（Real estate service）、呼吸器疾患に関する治療（Respiratory therapy）、心理療法（Psychology）を含めて多くの業務が削除され、薬剤師、弁護士など5業務に限定された。外資参入禁止分野の主なものとして、払込資本金が250万米ドル未満の小売業が引き続き規定されている。また、ラジオ放送局の運営は外資比率20%まで、広告業は外資比率30%までなどの制限についても変更はない。広告業においては、管理職以上はフィリピン国籍であることが求められる。

フィリピンにおけるその他の外資制限は＜図表 I-3-4＞のとおりである。

＜懸念点＞

上記の様々な外資規制は、フィリピンのサービス協定上の約束に反しない限り WTO 協定違反となるもので

はないが、WTO 及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取組が望まれる。

＜最近の動き＞

日比 EPA 締結後に、商船企業によるフィリピン人技術者育成学校の開校の動きや、IT 分野でのコールセンター事業への参入等、我が国サービス業の進出が見られる。

2016年6月に発足したドゥテルテ政権は、政権運営の柱となる「主要社会経済政策10項目」の1つとして「外国資本に関する憲法規定の緩和など、競争力強化と規制緩和を行い、海外直接投資の呼び水とする」ことを掲げている。これを踏まえて、ドミンゲス財務大臣は、2017年度に行う外国投資ネガティブリストの改訂において更なる規制緩和を行う旨、明言している。

我が国は、引き続き外資規制に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話や RCEP（東アジア地域包括的経済連携）交渉、日比 EPA 交渉のフォローアップ会合等により、これら外資規制の緩和を働きかけているところである。

＜図表 I-3-4＞フィリピンにおける主な外資制限

分野	規制の概要
銀行	銀行分野の外資規制は、従来、以下の2つの法律等により定められ、外国銀行による国内銀行への出資比率は60%に制限されていたほか、支店を開設可能な外国銀行の数に上限が設定され、フィリピンに未進出の外国銀行が新たに支店を開設することは不可能となっていた。 ・外国銀行自由化法（Act Liberalizing the Entry and Scope of Operations of Foreign Banks in the Philippines）（1994年5月成立） ・2000年一般銀行法（General Banking Law of 2000）（2000年5月成立） しかし、2014年7月に外国銀行の国内市場参入認可に関する法律（Act Allowing the Full Entry of Foreign Banks in the Philippines 共和国法第10641号）が成立した。これにより、フィリピン中央銀行の認可を条件として、以下の3つの形態による外銀の新規参入が認められることとなった。 ・国内銀行の買収（外銀による100の出資。60%の出資比率上限の撤廃。） ・新規現地法人の設立 ・支店の開設（支店を開設可能な外国銀行数の上限撤廃） 外貨流動性規制として、外貨建て負債（預金等）の残高の30%を特定の流動性（中央銀行から供給される短期資金やインターバンクローン等）によりカバーすることが義務付けられている。
保険	・2001年12月に発出された Department Order No. 31-01（その後2006年の Department Order No. 19-06 及び No. 27-06 で一部改正）では、外資による出資比率に応じた最低資本金を課していたが、2012年6月の省令により、外資による出資比率に拠らず一律となった（2013年に法制化）。

分野	規制の概要
	・再保険取引に関しては自動車保険の海外出再の禁止などが課せられている。 ・2016 年 8 月に共和国法 10881 号が成立し、ノンバンク（ファイナンス会社（Financing companies）、貸金業者（Lending companies）、証券引受会社（Investment houses）及び保険査定業者（Insurance adjustment companies））について、外資規制が撤廃された。それ以前は、ファイナンス会社については 60%、貸金業者及び証券引受会社については過半数未満（49%）、保険査定業者については 40%という外資出資比率の上限が設けられていたが、これらの業種について外資 100%による進出が可能になった。
電気 通信	公益事業がフィリピン資本企業（資本の 60%以上をフィリピン人が有している企業）にしか認められていないため、通信分野への外資参入も 40%未満に制限されている。ただし、2009 年 1 月にはフィリピン司法省（DOJ）は、付加価値サービスは規制のサービスには該当しない場合もあり、その際は 100%外資の参入も可能であるとの見解を示している（2009 年 1 月 12 日 Secretary's Opinion No.2）。
建設	外資による出資規制は、外国投資法によるネガティブリストに掲載されているものを除いて認められており、建設業（工事会社）については、同リストに掲載されていないが、実際に建設業を行うためには、Constructors License Law（CLL 法）で、貿易産業省（Department of Trade and Industry）管轄の、建設業を統括している建設産業庁（Construction Industry Authority of the Philippines）の下部組織であるフィリピン建設業許可委員会（Philippine Contractors Accreditation Board）から建設許可証を入手しなければならない。また、CLL 法の施行細則にて外資比率が 40%以下の企業については、国内企業と同等の通常許可（Regular License）が与えられるが、40%を超える企業については、個別事業ごとに許可され、当該事業に限り有効な許可（Special License）が与えられる。一方、フィリピン国内で資金供与を受ける公共工事（国際入札案件を除く）に関しては、「第 10 次外国投資ネガティブリスト（2015 年 6 月発効）」に基づき、外資比率 25%以下に制限されている。

6. ミャンマー

サービス貿易

外資規制等

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

外国からミャンマー国内への投資を行う際の基本法である外国投資法（1988 年 11 月制定）の改正案が

2012 年 11 月 2 日に成立した。

ミャンマー政府は、改正法案の成立後 90 日以内に詳細な事項を定めた施行細則を定めることとしていたところ、2013 年 1 月 31 日にミャンマー投資委員会（MIC）通達 No.1/2013 及び国家計画・経済開発省（MNPED）通達 No. 11/2013 が公表された。

ミャンマー投資委員会（MIC）通達 No.1/2013 は、防衛関連や環境破壊につながるビジネスなど外国企業には投資が認められない 21 分野、大規模鉱物開発や輸送インフラ開発など外国企業とミャンマー企業との合弁によってのみ認められる 42 分野、所管省の意見書や連邦政府の承認などが必要な 115 分野、畜産業など特定の条件下でのみ参入可能な 27 分野、大規模な製造業や石油・天然ガス開発など環境アセスメントが認可の条件となる 34 分野が列挙されている。国家計画・経済開発省（MNPED）通達 No. 11/2013 は、外国投資の形態、申請・許可手続きなどを規定している。

＜懸念点＞

ミャンマー政府は、WTO サービス貿易協定（GATS）上の自由化約束において、ほとんどのサービスについて自由化約束をしていない（観光サービス及び旅行に関連するサービス分野のみ一部自由化）。従って、今回の外国投資法の改正は、GATS 違反となるものではない。しかしながら、外国投資法は、ミャンマー語版の施行細則が公表されているものの、禁止分野以外での外資 100%出資が可能な場合等の詳細な規定が定められていない等、明らかとなっていない事項が多数存在する。加えて、ミャンマー投資委員会の裁量権が非常に大きい。

＜最近の動き＞

改正前の 2012 年 8 月に、ミャンマー国家計画経済開発大臣と経済産業大臣との会談で外国投資法に対する懸念を表明した他、改正後の 2013 年 2 月には、ミャンマー国家計画経済開発大臣と経済産業副大臣との会談で、運用の透明性確保について要請した。

2014 年 1 月 31 日には、外国投資家によるミャンマーへの投資手続きに係る MIC の許認可の具体的な流れを明確に示した通達であるミャンマー投資委員会通達 No. 2/2014 が公表された。この通達は、手続きの過程でサービス料が請求されないことも明記されるなど、かなり具体的な内容となっている。また、2015 年 1 月には、ミャンマー商務省（Ministry of Commerce）により Notification 96/2015 が出され、肥料、種子、殺虫剤/駆除剤、医療機器の 4 つのカテゴリについて、外国企業がミャンマー企業とのジョイントベンチャーを設立することを条件として、外資企業の参入が認められた。なお、外資持ち分の規制は、通達上特段言及されていない。

2016 年 10 月 18 日に成立した外国投資法と内国投資法が統合された改正投資法では、具体的な外国人による出資比率の制限などは今後 MIC の Notification や各政府機関の業法などで規定されることとなっており、2017 年 6 月に商業省が発表した貿易業に関する通達において、肥料、種子、殺虫剤、医療機器および建設資材の 5 品目に関し、単独資本の外国企業による貿易業が認められた。

今後、我が国は、引き続き外国投資法関係諸規定の動向を注視するとともに、外国投資法の改正を理由に、現在ミャンマーに進出している日系企業の活動が阻害されないよう、運用も注視していく。さらに、二国間

協議等を通じ、法律の運用の透明性確保を引き続き促していく。